

旧堀之内病院増築棟機械設備保守点検業務委託仕様書

1. 対象物件

所在地	魚沼市堀之内 4315 番地
建物名	旧堀之内病院増築棟
種類・台数	別添「旧堀之内病院増築棟機械設備保守点検業務委託設計書」 のとおり
期間	令和5年5月1日から令和6年3月31日まで

2. 定期点検

- (1) 保守点検にあたっては技術員を派遣して機械設備全般を点検し、必要に応じ清掃及び調整を行うこと。
- (2) 点検作業に必要な消耗品及び消耗材料は受託者の負担で用意すること。
- (3) 保守点検の内容及び回数は、別添「旧堀之内病院増築棟機械設備保守点検業務委託設計書」のとおりとする。
- (4) 保守点検の結果については、報告書によって報告すること。

3. 作業時間

保守点検は、土日祝日を除く平日の8時30分から17時00分までの間とする。また、実施日時については、2週間前までに報告すること。

4. サービス体制

(1) 故障時等の対応

故障及び緊急時の呼び出しは24時間対応をとることとし、連絡を受けた場合は迅速に技術員を派遣し適切な処置を行うこと。

(2) 技術員

技術員は異常発生に備え、常に連絡が出来る体制をとること。

5. 部品供給体制

故障等の緊急時でも最短の停止時間とするため、受託者は倉庫に想定しうる必要な交換部品等を保管すること。また、部品の製造中止においても代替品を確保し、部品を安定供給すること。

6. 業務履行体制の確認

下記項目について要求した場合は、該当する文書あるいは資料を提供すること。

- ①業務を実施するために使用する当該機種の保管技術資料
- ②故障発生時の緊急対応体制表
- ③廃棄物処理業者の名称、許可業種、許可番号
- ④その他特別な事情が生じたとき

7. 技術資料と技術員

(1) 技術資料

業務を確実に履行するため、使用する当該機種の保守技術資料を保有し、要求に応じて資料の提示を行うこと。

(2) 技術員の教育

適切な保守・サービスを行うために技術員に必要な教育プログラムを行うこと。

(3) 技術員の条件

技術員は、適切な保守・サービスを行うために必要な専門知識を有する者の中から選任すること。

8. 専用工具（装置）

点検、調整、整備や故障解析等の業務を的確かつ早急に履行するために、技術員の補助となる専用工具等を積極的に開発、採用すること。

9. 安全管理体制

安全に作業を行うための安全管理体制に基づき、技術員に対し、定期的に安全教育を実施すること。

(1) 技術員は安全作業を実施するための指示書等を保持すること。

(2) 災害を防止するための危険予知教育を行うこと。